

埼玉県告示第百三十九号

告 示

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	二百五十四号	和光市新倉五丁目二〇一〇番一地先から 朝霞市大字上内間木字内川端四一八番三地先まで
一般国道	三百五十四号	加須市柳生字小屋口一六五六番一地先から 同市柏戸字八幡一二一五番一地先まで
一般国道	四百六十三号	越谷市神明町二丁目四一六番三地先から さいたま市岩槻区大字釣上字神明島七一番一地先 まで
県道	深谷東松山線	東松山市大字石橋字小林一五八五番一〇地先から 同市大字上野本字円光寺一三五番一地先まで
県道線	上野さいたま線	上尾市大字上野字三塚四一番一五地先から 同市大字平方領々家字前四九七番一地先まで

二 指定する期日

平成三十一年四月十五日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設

等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。